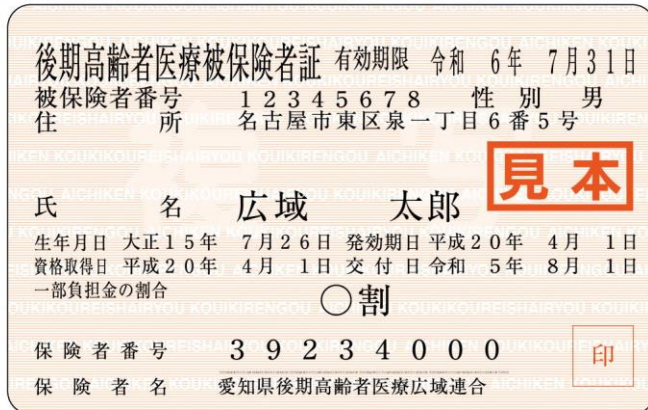


## 被保険者証等の更新及び保険料の決定について

### 令和5年度の状況をお知らせします

#### ■被保険者証の更新

現在の被保険者証（青色）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月中旬に簡易書留で送付します。



被保険者証（オレンジ色）

#### ■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

市民税非課税世帯の方だけに発行される限度額適用・標準負担額減額認定証は、医療費の自己負担額の上限額や入院時の食事代の減額を受けるためのものです。

この限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

#### ■限度額適用認定証の更新

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合に発行される限度額適用認定証は、医療費の自己負担を上限額までに抑えるためのものです。

この限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

#### ■古い被保険者証などの取扱い

古い被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証は、8月以降にご自身で個人情報を読み取れないように裁断・破棄していただくか、保険年金課（本庁舎1階）、または一宮、音羽、御津、小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）へ返納してください。

## ■令和5年度の保険料額

保険料額は、令和4年中の所得を基に、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計して、個人単位で計算されています。令和5年度から保険料の軽減制度が改正されています。詳しくは、広報4月1日号や7月中旬に送付する被保険者証に同封される案内をご確認ください。保険料は後期高齢者医療制度のたいせつな財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

### 保険料額の計算方法

#### 均等割額

被保険者1人あたり  
49,398円

+

#### 所得割額

(総所得金額等※－基礎控除額)  
×所得割率9.57%

=

#### 保険料額(年額)

(限度額66万円)  
100円未満切捨て

※ 総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計です。ただし、退職所得は含みません。また、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## ■保険料の納入方法

特別徴収(年金天引き)と普通徴収(口座振替や納付書による現金納付など)があります。納付時期は、特別徴収の場合は年金支給月の全6回、普通徴収の場合は7月から3月までの全9回です。具体的な納付方法は、7月中旬に送付する通知書にてご確認ください。

なお、特別徴収の方は、金融機関の窓口で口座振替の手続き後、保険料納付方法変更申出書を、保険年金課、または各支所へ提出することで、口座振替に変更できます。